

平成 25 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

京都大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	23
第 8 章 教員組織	25
第 9 章 管理運営等	28
第 10 章 施設、設備及び図書館等	29
第 11 章 自己点検及び評価等	31
<参 考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36
iii 自己評価書等	37

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討
9月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価報告書原案の作成
26年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

磯部 力	國學院大學教授
磯村 保	早稲田大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部 謙治	前 教育文化協会理事長
岡本 安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	国土緑化推進機構理事長
佐藤 國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見 佳男	京都大学教授
滝澤 正	上智大学長
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
○田中 成明	京都大学名誉教授
棚村 政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
藤井 敏明	司法研修所教官
三井 誠	同志社大学客員教授
村中 孝史	京都大学教授
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	同志社大学教授
山本 和彦	一橋大学教授
山本 眞一	桜美林大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	京都大学名誉教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	東京大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第4部会)

今田 幸子	元 労働政策研究・研修機構統括研究員
大塚 英明	早稲田大学教授
◎大塚 裕史	神戸大学教授
奥谷 千織	京都産業大学教授
○加藤 哲夫	早稲田大学教授
佐々木 弘通	東北大学教授
馬場 啓	桜樹法律事務所弁護士
吉田 克己	早稲田大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
岡本安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
川口恭弘	同志社大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学教授
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 法曹養成専攻長及び教務主任が定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査・改善している。
- 1年次の法学未修者に対し、学習支援スタッフである当該法科大学院を修了した助教や教育補助スタッフによって、法律基本科目の授業で学習した知識の定着を図るために小テストの問題作成・実施、採点及び質問の受付・解説等を各授業科目の教員の協力の下に実施する学習支援が行われている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 研究者養成をも目的として、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち指定した授業科目においてリサーチ・ペーパーの作成・提出を認めている。
- 基本理念・教育目標に照らして、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 法律基本科目以外の科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。
- 一部の授業科目において、学生に周知されている考慮要素どおりの成績評価が行われていなかったものがあるため、学生に周知されている考慮要素どおりの成績評価が行われるよう、改善を図る必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の基本理念・教育目標は、「法制度に関する原理的・体系的理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感の獲得を基礎として、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探究し、適切な解決策を豊かな創造力をもって見出していく総合的な法的能力を涵養し、社会において指導的な役割を果たす法律家の養成」という目的の下に「①自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成する。②法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養する。③社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。④理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、基本理念・教育目標に適った教育を実施するため、1年次対象の法律基本科目に当たる基礎科目を必修科目として配当し、法学に関する基礎的理解を可能とするとともに、2年次及び3年次においては法律基本科目及び一部の法律実務基礎科目に当たる基幹科目を必修科目として段階的に配当し、基礎的知識の応用を行うことで、法律に関する基礎的理解を深め、分析力や構成力の向上を図っている。また、1年次から選択科目として基礎法学・隣接科目を配当することで法学への基礎的理解を促し、2年次からは多数の展開・先端科目を配当することで、多様な法分野や最先端の法律問題に関する理解を促し、加えて実務科目や臨床系科目を多数開設することで実務との架橋を図っている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁のほか、民間企業（企業内弁護士）等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、基本理念・教育目標を効果的に実現するために、1年次は法律基本科目に当たる授業科目を基礎科目と位置付け、その基礎レベルの理論知を獲得させるよう必修科目として集中的に教育し、2年次以降においては、各法律基本科目につき、1年次において習得した理論的基礎を前提に、具体的な事例を素材として法的実践を踏まえた専門的な知識、思考力、分析力及び表現力の養成を行い、実務への導入の基礎とするために、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務の基礎教育、弁護士実務や裁判実務の基礎に触れさせる授業科目を開設することで、訴訟に携わるに際して有用な実務的知識と技能の基礎を習得させているほか、2年次に法曹倫理を配置し、実務家教員による教育指導を行い、3年次にはエクスターンシップ、模擬裁判等の臨床系科目を配置して、社会に生起する具体的問題に関心を持たせている。また、1年次から3年次にかけては、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われ、隣接分野に関する理解を深めるとともに、応用的・先端的問題に関する関心を高め、法実践に活かすことができるように配慮するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、「教務委員会」及び「担任委員会」が中心となって、個別に学習相談を行うほか、成績不良者に対して面談を行う対応等がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法解釈学の歴史と方法」、「法政策分析」、「近代日本の社会変動と法1」、「西洋法史」及び「地方自治体における政策形成」等、(4) 展開・先端科目として、授業科目「生命倫理と法」、「環境法」、「刑事司法・警察行政」、「医療訴訟の現状と課題」及び「企業・金融取引と私法法制」等がそれぞれ開設されている。

そのほか、研究者養成をも目的として、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち指定した授業科目においてリサーチ・ペーパーの作成・提出を認めている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「統治機構の現代的課題」、「最新刑事判例研究」の教育内容が法律基本科目の内容にとどまっておらず、また、授業科目「経済刑法」の実質的な教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっておらず、授業科目「会社法事例演習」の教育内容は展開・先端科目とは言えず、授業科目「憲法理論と憲法史」の教育内容はより一層、研究者養成を目的としていることが明確となるよう留意する必要があるものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目及び選択必修科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 14 単位の合計 56 単位とされている。

2-1-6：重点基準

（1）基準2-1-2（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士への指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

（3）（1）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」(各2単位)、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修科目として開設され、必修科目として開設されている「民事法文書作成」(2単位)と合わせて、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、開講前集中講座で法学既修者を含む学生全員に指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事法文書作成」及び「民事訴訟実務の基礎」の中で適宜指導が行われているほか、選択科目である授業科目「弁護士実務の基礎1」、「弁護士実務の基礎2」、「民事弁護実務演習」、「刑事弁護実務演習」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」及び「検察実務演習」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、実務家教員が担当する各授業科目について、関係する分野の研究者教員を連携教員として指定し、また、授業科目「エクスターンシップ」等についても、実務家教員(みなし専任教員を含む。)を連携教員として指定した上で、連携教員は、指定された授業科目について、科目担当教員が作成したシラバスを開講前に確認し、意見交換の結果をシラバスや授業計画に反映させているほか、授業実施期間中も担当教員と連携教員で必要に応じて意見交換を行うなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7:重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、基本理念・教育目標に照らし、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために多数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、基本理念・教育目標や養成しようとする法曹像に適った内容を有する多数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 研究者養成をも目的として、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち指定した授業科目においてリサーチ・ペーパーの作成・提出を認めている。
- 基本理念・教育目標に照らして、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われている。

【留意すべき点】

- 授業科目「憲法理論と憲法史」の教育内容はより一層、研究者養成を目的としていることが明確となるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 授業科目「統治機構の現代的課題」及び「最新刑事判例研究」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、教育内容を展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「経済刑法」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 授業科目「会社法事例演習」の教育内容は展開・先端科目であるとは言えないため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目以外の科目における一部の授業科目については同時に授業を行う学生数が適切な規模とは言えないものの、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむねこの観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、おおむね少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、双方向・多方向形式を基本としながらも、必要に応じて、講義形式を組み合わせた授業が行われ、2年次以降配当の授業科目においては、具体的な事例（判例や演習問題等）を素材として複合的な視点から分析し思考するための能力を養成するよう、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確

保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材等の指定、予習に関する情報提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 法律基本科目以外の科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、6段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、成績のランク分けは便覧に記載されており、各ランクの分布の在り方に関する方針は入学時の履修指導の際に学生に対して説明を行うことで、学生に周知されている。また、一部の授業科目において、学生に周知されている考慮要素どおりの成績評価が行われていなかったものがあるものの、成績評価における考慮要素については、筆記試験、平常点、レポート等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するため、学期ごとに、法曹養成専攻会議及び法科大学院教員懇談会で科目別成績分布一覧表が資料として配付されているほか、学生がD又はFの判定を受けた授業科目について、成績に関して担当教員に問い合わせることができるなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、教育支援システム上に各授業科目の期末試験の講評（出題の意図、採点のポイント）及び成績分布（履修者が5人以下の授業科目を除く。）を掲示しており、また、自習室内において筆記試験の問題及び講評、参考答案を開示しており、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは便覧に記載され、学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位

ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、96 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の専攻等において履修した授業科目について修得した単位を、法学未修者については法政理論専攻の授業科目について4科目8単位、公共政策教育部の授業科目について2科目4単位を超えない範囲で、法学既修者については法政理論専攻の授業科目について4科目8単位、公共政策教育部の授業科目について2科目4単位の履修のうち4単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。また、大学院において入学前に履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法学未修者については4単位を超えない範囲で当該法科大学院における基礎法学・隣接科目の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。なお、法学既修者については大学院において入学前に履修した授業科目について修得した単位とみなすことは認められていない。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の専攻等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて、32 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目30単位、刑事系科目14単位、法律実務基礎科目10単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、上記のほか法律基本科目以外の授業科目から14単位以上を修得し、合計40単位以上を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、全科目の出題・採点委員が参加する「法律科目試験出題検討会議」の場で問題が出題者の個性を強く反映したものでないことや当該大学法学部の最近の期末試験で出題された問題等に類似していないことを確認しており、採点に際しては、受験者の氏名の記載部分を答案

から取り除くことにより匿名性を確保しているなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について法律科目試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験及び書類審査の結果を総合的に考慮し、法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、学生に周知されている考慮要素ごとの成績評価が行われていなかったものがあるため、学生に周知されている考慮要素ごとの成績評価が行われるよう、改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教務委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学期ごとに実施する法科大学院教員懇談会、授業に関する調査、意見書・要望書ボックスの設置、定期的に開催される法曹養成専攻長及び教務主任による学生のクラス代表との会合における授業に関する問題点や要望の調査・改善及び派遣先の法律事務所に対するアンケートの実施等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法曹養成専攻長及び教務主任が定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査・改善している。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる基本理念・教育目標に照らし、「入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」として設定され、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、基本理念・教育目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入学者選抜委員会」が学生募集要項・入学者選抜関係Q&Aの文面の原案作成、入学者選抜の基礎となるデータの作成（学部における学業成績、学業以外の活動実績・社会人経験等を評価して点数化する作業を含む。）、合格者決定に関する原案の作成を行っており、法曹養成専攻会議において、「入学者選抜委員会」によって提供された原案・データを審議し、学生募集要項等の作成及び合格者の決定等を行っていることとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、主な出身大学、小論文試験及び法律科目試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、拡大した問題用紙の配付や入試の時間の延長等、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応が講じられており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者

については小論文試験、法学既修者については法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を自己評価書に記載することとなっており、また、学業上又は職業上の実績・能力を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば提出することができることとしているなど、大学等の在籍者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 21 年度は約 28%、平成 22 年度は約 26%、平成 23 年度は約 27%、平成 24 年度は約 27%、平成 25 年度は約 24%であり、入試説明会を土曜日や東京でも開催しているほか、当該大学の他学部の掲示板へ入試説明会のポスターを掲示するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は 381 人であり、収容定員 480 人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成 22 年度から入学定員の変更（200 人から 160 人に削減）が行われるなど、入学定員の見直しを行うなど入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、基本理念・教育目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、オフィスアワーの設定、教務主任、教務委員による学習全般に関する相談、成績不良者に対する学習指導及び1、2年次の法学未修者を対象とする担任制等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、授業開講前の履修指導、実務家を招いた法科大学院入学祝賀講演会を開催するほか、開講前集中講座において、当該法科大学院を含む大学院法学研究科の各種施設・設備、教育支援システム及び判例・法律文献情報データベースの利用方法等に関し、学生ボランティアによる施設の現地案内等も交えつつ、教員による説明・指導を行うなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、授業開講前の履修指導において説明を行っており、開講前集中講座において、「司法制度の概要」及び「法情報調査1」等への参加を義務付けているほか、学習支援スタッフである当該法科大学院を修了した助教や教育補助スタッフによってきめの細かい授業サポートが実施されるなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法が記載された一覧表を教育支援システムに掲載し、また、自習室に掲示することで学生に周知されている。

各種教育補助者による学習支援体制については、学習支援スタッフが、1年次の法学未修者に対し、法律基本科目の授業で学習した知識の定着を図るために小テストの問題作成・実施、採点及び質問の受付・解説等を各授業科目の教員の協力の下に実施しており、整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、全学の「保健診療所」における専門医による学生の傷病診療や心身の健康相談が行われるとともに、全学の「カウンセリングセンター」における学生相談や心理相談の専門スタッフによって、学生の修学上又は生活上の悩み等についての相談が行われ、各種ハラスメントに係る相談に関しては、法学研究科内に「部局人権委員会」及び相談窓口が設置されているほか、全学の「人権委員会」や相談窓口も設けられているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、身体障がい者用トイレや教室内に車いすで利用できる机等が設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、車いすを使用する学生へは教室移動への配慮を行い、肢体の不自由な学生へは期末試験の時間の延長やパソコンによる期末試験の受験を認めるなどの対応を行っているほか、「障害学生支援ルーム」が設置され、修学上の悩みや相談へ対応するとともに、学生サポーターによる修学上の支援が行われており、当該法科大学院に肢体の不自由な学生を受け入れて支援を実施しているなど、障がいの種類や程度に応じた特別措置を講じており、学習上の十分な配慮が実施されている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家を招いた法科大学院入学祝賀講演会の開催、司法試験・国家公務員採用総合職試験の概要や研究者志望学生向けの進学試験要項の便覧への掲載、進学説明会の開催のほか、全学の「キャリアサポートセンター」による求人票等の就職関連情報等の収集・提供、就職ガイダンス・企業ガイダンス・国家公務員各府省業務説明会等の開催及び就職相談室での就職や進路に関する相談対応等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 1年次の法学未修者に対し、学習支援スタッフである当該法科大学院を修了した助教や教育補助スタッフによって、法律基本科目の授業で学習した知識の定着を図るために小テストの問題作成・実施、採点及び質問の受付・解説等を各授業科目の教員の協力の下に実施する学習支援が行われている。
- 車いすを使用する学生へは教室移動への配慮を行い、肢体の不自由な学生へは期末試験の時間の延長やパソコンによる期末試験の受験を認めるなどの対応を行っているほか、「障害学生支援ルーム」が設置され、修学上の悩みや相談へ対応するとともに、学生サポーターによる修学上の支援が行われており、当該法科大学院に肢体の不自由な学生を受け入れて支援を実施している。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「人事研究科教授会」において審査し、法曹養成専攻にその専任教員として配置する際には「人事法曹養成専攻会議」において審査を行っている。また、実務家みなし専任教員の採用については、「人事法曹養成専攻会議」において決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、兼任教員については、「人事研究科教授会」において審査され、兼任教員については、「人事法曹養成専攻会議」で決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 32 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、基本理念・教育目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目とされており、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員14年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が14人となっており、そのうち1人が30単位をわずかに超えているものの、他の専任教員は20単位以下であり、また、30単位を超えるに至った事情を勘案すると、おおむね適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教員の研究支援を目的とする特別研究期間が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、助教、教育補助スタッフ及びリサーチアシスタントが配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 年間30単位を超える授業を担当する専任教員が1人おり、過重な負担となっているため、負担の一層の軽減を図る必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法曹養成専攻会議が置かれている。法曹養成専攻会議は、専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学研究科事務部」が組織され、法曹養成専攻会議の開催手続や議事録の作成、教員の人事管理等に関しては「総務掛」、財務・資産管理等に関しては「会計掛」、法科大学院の入試・教務及び学生に関する施設運営に関しては「法科大学院掛」、図書の発注・受入及び整理については「整理掛」、図書の閲覧及び貸付については「閲覧掛」にそれぞれ担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法学研究科を通じて当該大学の事務本部（財務部）と協議しており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室には、ビデオ再生装置、DVD再生装置、書画カメラ、プロジェクターとスクリーン等、実習室には音響システム・移動式撮影カメラ等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上のキャレル・デスクが整備されるとともに、9時から23時45分（土曜日、日曜日及び国民の祝日、並びに授業休止期間中の平日のうち一部の日は、9時から22時）まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LANや複写機が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、教員室や自習室等からパソコンを利用して、法情報総合オンラインサービスや附属図書館が提供する「京都大学蔵書検索システム（KULINE）」によってオンライン検索ができるほか、教員は「法情報総合データベース」及び「法律雑誌検索・閲覧システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、開架資料室及び法学部図書室が整備されている。法学部図書室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。開架資料室及び法学部図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、開架資料室の管理・運営に関しては、法科大学院の専任教員で組織された「法曹養成専攻施設・設備・情報委員会」が担当し、蔵書の選書を同委員会主任の専任教員1人が各専攻分野の希望を集約しているほか、入室に際しては電磁式カードを用いた管理を行っており、法学部図書室の管理・運営に関しては、法学研究科の数人の専任教員が「法学研究科図書委員会」を担当し、蔵書の選書については同委員会が各専攻分野の希望を集約しているほか、法学部図書室配置の職員を配置して図書の管理を行っており、管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機等が整備されている。また、法学部図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料及び判例等の検索が可能となっており、自習室は開架資料室と近接しているなど、自習室と開架資料室との有機的連携が確保されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、みなし専任教員には特別教授共

同研究室、非常勤教員には教員懇談室や教材準備室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教員研究室、特別教授共同研究室及び面談室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法学部図書室に、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。
- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料及び判例等の検索が可能となっており、自習室は開架資料室と近接しているなど、自習室と開架資料室との有機的連携が確保されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「評価・広報委員会」が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「京都大学法科大学院自己点検・評価報告書 外部評価委員会委員評価書」を全教員に配付し、当該法科大学院の現状と課題について認識を共有するとともに、法曹養成専攻会議とその下に置かれた各種委員会が相互に連絡をとりつつ、自己点検及び評価の結果を活用して、法科大学院の教育活動や管理運営の改善に取り組んでいるなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「京都大学法科大学院自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「担当教員」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についてもウェブサイトの「担当教員」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載及びパンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、各委員会により調査及び収集され、「法学研究科事務部」に保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「担当教員」を通じて公表されている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地
京都府京都市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
学生数 381 人
教員数 38 人（うち実務家教員 10 人）

2 特徴

京都大学大学院法学研究科・法学部（以下、「本研究科・学部」）は、明治 32 年の京都帝国大学法科大学創立より百有余年、自主・独立の精神、そして時流に流されない批判的精神を尊ぶ学風の下、わが国における法学・政治学の研究・教育に多大の貢献をしてきた。

政治の中心から離れた京洛の地にあつて、論理的整合性と本質的な把握を重んずる基礎的・原理的な研究を重視し、歴史的観察と専門領域を横断する討議を学問的営為の中核に据えることにより、多くの重厚で独創的な研究を生み出し、世にいう「京都学派」の伝統と実績を築き上げてきた。

また、教育においても、本学部は学科制を採ることなく、自由選択制の伝統を受け継ぐことによって、自由で闊達な教育環境の醸成に努め、幅広い識見や教養、そして論理的思惟などの基礎的能力の涵養を重んじてきた。さらに、少人数教育を重視して、学生の知的探究心を尊重し、自主的な取組みを勧奨するなど、自由討究的・討論的な教育方針を継承することにより、法曹界のみならず、政治、行政あるいは経済界、さらには学界など社会の様々な領域において指導的な立場に立つ数多くの優秀な人材を輩出してきた。

京都大学法科大学院は、以上のような本研究科・学部の伝統に基づき、自由で批判的な精神を重んじ、社会の様々な分野において指導的な地位に立ちうる法律家の養成を行うものである。

かかる法律家には、未知の問題に対する柔軟かつ適切な対応が求められるため、本法科大学院においては法制度に関する原理的・体系的な理解と高度な論理的思考能力の涵養を教育目標の中心に据えている。高度な理論能力がそなわってこそ、未知の問題を解決しうる創造力豊かな法的思考が可能となるからである。

こうした観点から、法に関する原理的理解を深める基礎・隣接科目を充実させるとともに、法律基本科目においては、科目内容の充実と効果的な教育方法の開発により法制度に関する原理的・体系的な理解と論理的思考能力の向上に努めている。また、求められる理論能力は実践的なものでなければならないことから、実務科目や臨床系科目、また、実務家教員による事例演習科目などを開講することにより、まさに理論と実務を架橋する中で法的思考を修得できるように配慮している。さらに、実践的な理論能力は、多様な法分野や最先端の法律問題を処理する中で向上するものであるから、教育上有益と考えられる選択科目を可能な限り開講するなど、高度な理論能力に裏付けられた創造力豊かな法的思考を涵養できるように教育課程全体を設計している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる学風の下、法制度に関する原理的・体系的理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感の獲得を基礎として、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探究し、適切な解決策を豊かな創造力をもって見出していく総合的な法的能力を涵養し、社会において指導的な役割を果たす法律家の養成を目的とする。具体的には、以下の教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、教育の基本理念としている。

1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成すること

自由で公正な社会を支えることが期待される法律家には、高い自律性・自主性と責任感が求められる。こうした資質の涵養には、批判的・創造的な知的能力の育成とともに、幅広い人間的交流や自己省察を通じ豊かな人間性や感受性を養う必要がある。それゆえ、本法科大学院は、自主・独立の精神を重んじ、自由闊達と同時に厳しい批判的精神に満ちた知的環境の下で、真の意味での高度専門職業人としての知的能力と責任感の涵養を目指す。

2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養すること

法制度に関する原理的理解と論理的・分析的思考の涵養は、実務家の養成にとって欠くことができない。確かに、実務家には適正・迅速な事案処理が求められ、一定程度定型性のある技術的知識が要求される。しかし、細部の知識を競い、最新の知識を追うだけで、法制度の根幹を支える基本原理を的確に理解し、その基本的機能と構造的な問題点についての十分な認識がなければ、現実が生み出す多様な状況において適切な形で制度を運用し、適正な解決を図ることは困難である。多様な法的紛争や新たな法的問題について具体的な妥当性のある解決を導き出すことを要請される実務家であるからこそ、法制度に関する原理的理解と深い論理的思考能力が要求される。理論と実務を架橋する教育とは、このような基礎的能力を十分育成した上で、それを具体的な状況の中で、いかなる形で適用していくかを教育すべきであり、原理的・体系的理解や論理的・分析的能力を軽視するものであってはならない。このような認識に立ち、本法科大学院は、基本的な法領域に関する原理的理解と、論理的・分析的思考能力など基礎的な知的能力を十分鍛錬した上で、さらに先端的・応用的法領域あるいは実務の応用への架橋を図る。また、修了生が、わが国の司法を担っていく実務法曹を志す以上、高い倫理観の下、法曹の社会的役割を自覚し、よりよい社会の実現に積極的に貢献することも強く求められる。このような認識に立ち、本法科大学院は、原理的・体系的理解や論理的・分析的能力に加え、法曹としての高度の責任感・倫理観の涵養をも目指す。

3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ること

法律家には、新たに生起する法的諸問題に対応することを通じて、積極的な社会貢献が求められる。このような役割を十全に果たすためには、既存の法的知識を用いた定型的事案処理能力だけでなく、新たな問題を発見し、既存の法的知識を基礎としながらも、それを批判的に検討することを通じて適正な解決策を生み出していく、創造的能力が必要とされる。また、社会の構造的あるいは先駆的な法的課題に取り組むには、それを制度あるいは社会構造全体の中での的確に位置付ける広い視野が要求される。このような認識に立って、本法科大学院は、限られた領域に特化することなく、伝統的な司法の領域はもとより、総合的視野と多様性を重視する知的環境の下で、「公共性の空間」において広く活躍する総合的能力をもった創造的な法曹の養成を目指す。

4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成すること

法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会を構築し「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりも、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。本法科大学院は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきたこれまでの役割を堅持しつつ、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現に向けて新たな時代を担う優れた法曹を養成するため、理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、幅広い分野で指導的役割を果たす創造力ある法曹の養成を目指す。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_kyoto_h201403.pdf